

令和5年4月26日

静岡県中央新幹線対策本部長  
静岡県副知事 森 貴志 様

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役副社長 宇野 護

### 東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始する前提について

当社は、B案を実現することで、大井川流域で水資源を利用されている皆様にご安心いただきたく、東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東京電力R P」という。）と速やかに協議を開始したいと考えております。

3月27日の大井川利水関係協議会において、貴県を除く同協議会々員の方々からは、3月8日に当社から静岡県宛に発出した文書に記載した東京電力R PとB案に関する協議を開始することの3つの前提に対し特段の異論はなく、貴県のみが結論を保留されたと認識しております。

また、B案は東京電力R Pの水利権の範囲内における取水抑制であることから、県外流出の期間や量の変化は同社の水利権に影響を与えないものと考えております。県外流出の期間や量の増加の可能性については、すでに地質構造・水資源部会専門部会等で説明しております。

4月14日付けで貴県より頂いた「工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策に関して東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始することについて」に関して、貴県の修正された箇所について、下記の通り認識しております。今後、東京電力R Pと協議を開始するために、相違ある場合は貴県の見解をご教示ください。

### 記

[修正] 2. の記載について、[修正]（除く焼津市）と[修正]（焼津市）が並記されておりますが、以下のとおりと考えております。

- ・「想定外の場合」や「仮に東京電力R Pの水利権に影響を与えることになる場合」とは、県外流出量が東京電力R Pの水利権（最大 4.99m<sup>3</sup>/s）の範囲を超え、当社が説明したB案が実施できなくなる場合を指していること、また、そのことは同協議会々員の方々の共通認識となっていること
- ・「協議」とは、B案以外の県外流出量と同量で大井川に戻す方策に関する協議を指しており、B案を根拠とする水利権に関わる主張をする可能性が含まれていないこと、また、そのことは同協議会々員の方々の共通認識となっていること

以上